

## 2016 年度事業報告

2016 年 12 月 TPP 協定可決により、著作権及び著作隣接権存続期間の 70 年延長等を内容とした改正著作権法が成立したが、2017 年 1 月、アメリカの協定からの正式離脱表明により施行が困難な状況となった。しかし、法改正は最重要課題のため、協定発効を条件としない対応、あるいはアメリカ抜きの協定発効の可能性の検討等、今後も関係団体と連携して働きかけを行う。

MPA として、「新たな音楽ビジネス業界に対するこれからの音楽著作権使用に係る対価の徴収・分配の在り方」に関する問題提起の年として、フィンガープリント・タスクフォースと海外徴収委員会という 2 つの組織を立ち上げた。使用料を漏れなく徴収し、作家へ正確かつ透明性のある分配をすることが音楽出版社の重要な役割であり、その実現のため、今後も調査・研究を続ける。

また、RIAJ との間での貸与報酬等の分配に関しては、今後も協議を継続する。

### <主要事業>

#### I 著作権思想の普及振興に関する事業

私的録音録画補償金制度の見直し及び適正な対価還元が「著作物等の適正な保護と利用・流通に関する小委員会」で継続審議されており、新たなビジネスモデルに適した制度の在り方やクリエイターへの適正な対価還元の実現に向け、関係団体と協力して動向の調査、情報収集を行った。

#### II 音楽出版事業振興に関する事業

国内外の楽曲利用に関する網羅的かつ正確な情報に基づく著作権使用料の適正な徴収、作家への正確な分配のための調査等を行った。また、音楽著作権管理者養成講座、勉強会、関西地区著作権講座等様々なセミナーを開催した。また、MIDEM、TIMM においてもセミナーを開催して情報を提供した。

#### III 著作隣接権使用料等の受領及び分配に関する事業

RIAJ から著作隣接権等使用料を受領し、MPA 会員社へ再分配を行った。RIAJ との貸与報酬等の分配に関する協議については今後も継続する。

#### IV 音楽出版事業に関する調査、研究及び資料の収集

国内外の楽曲利用に係る著作権使用料の適正な徴収・分配のため、フィンガープリント・タスクフォース、海外徴収委員会を中心に、楽曲同定技術に関する情報収集及び調査・研究を行った。また、フィンガープリント技術と一体の原盤のメタ情報の重要性を鑑み、ISRC の精度向上のため、登録実態、管理情報詳細、利用事例等の調査・研究を行った。

#### V 音楽の著作物の創作活動に対する助成及び顕彰

音楽出版社 7 社（2 作品）に「MPA 賞」を贈賞した。また、関係団体が実施する音楽文化事業に対し、積極的に協力した。

#### VI 国内及び国外の著作権等関係団体との協力

JASRAC、PROMIC、CRIC に会員の代表が参加し、業務運営に協力したほか、関係団体に会員として参加、活動に協力した。また、NexTone と管理業務に関する情報交換を開始した。国外については ICMP に役員等として参加し、運営に協力した。

#### VII 音楽出版事業に関する契約書式並びに機関紙その他刊行物の発行及び電子的方法による公表

JASRAC 信託契約約款変更に対応して著作権契約書を改訂、2017 年 3 月より販売を開始した。

#### VIII 会員の福祉に関する事業

各種競技会や年末懇親会を実施し、いずれも過去最高の人数が参加した。

#### IX その他この法人の目的を達成するために必要な事業

任期満了に伴う役員改選、また、役員改選に伴い 10 の委員会、4 つの研究会を新たに組織、173 名が参加して活発に活動を行った。

熊本地震による被災地支援のため、熊本県に 100 万円を寄付した。